

公立大学法人神戸市看護大学職員の通勤手当の支給に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第18号

公立大学法人神戸市看護大学職員の通勤手当の支給に関する細則（2019年4月1日細則第25号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 略</p> <hr/> <hr/> <p>第13条 略。</p> <p>2 略。</p> <p>3 規程第13条第7項に規定する細則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項に規定する細則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして規程第13条第2項に規定する額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）の合計額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が規程第13条第2項及び第3項又は同条第2項及び第4項に規定する額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び規程第13条第2項及び第3項又は同条第2項及び第4項に規定する額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（返納の事由及び額等）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る規程第13条第8項に規定する細則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する額とする。</p>	<p><u>2 前項の通勤手当の額の算出に当たり、新幹線鉄道等の料金は含まないものとする。</u></p> <p><u>150,000円</u></p> <p><u>150,000円</u></p>

(改正前)	(改正後)
<p>(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（規程第13条第2項及び第3項又は同条第2項及び第4項に規定する額の通勤手当が支給される職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び規程第13条第2項及び第3項又は同条第2項及び第4項に規定する額の合計額。以下この項において同じ。）が<u>55,000円</u>以下であった場合 次に定める交通機関等につき、前項各号に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額及び当該支給単位期間等において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額を加えた額（次号において「払戻金相当額」という。）</p> <p>ア 前項第2号に掲げる事由が生じた場合における当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>55,000円</u>を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）</p> <p>イ 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>150,000円</u></p> <p style="text-align: center;"><u>150,000円</u></p>
<p>(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>55,000円</u>を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合 <u>55,000円</u>に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）</p> <p>イ 第13条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 <u>55,000円</u>に事由発生月の翌月から同項各号に規定する期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0</p>	<p style="text-align: center;"><u>150,000円</u></p> <p style="text-align: center;">円</p> <p style="text-align: right;"><u>150,000</u></p> <p style="text-align: right;"><u>150,000円</u></p>

(改正前)	(改正後)
円) 3 略	

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。